さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

2025
ペット&ファミリー損害保険の現状

T&D

Try & Discover

ペット&ファミリー
損害保険株式会社

目　次

ごあいさつ・・・1

Ⅰ．保険会社の概況及び組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　１．代表的な経営指標・・2
　２．経営方針（理念）　・・3
　３．会社の特色・・・4
　４．会社の沿革・・・4
　５．経営の組織・・・5
　６．株主・株式の状況・・・6
　７．役員の状況・・・6
　８．会計監査人の状況・・・8
　９．従業員の状況・・・8

Ⅱ．主要な業務の内容・・9
　１．取扱い商品・・・9
　２．各種サービス・・・10
　３．保険の仕組み一般・・12
　４．損害保険をより深く理解していただくために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　５．保険料について・・13
　６．保険金の支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　７．保険募集について・・13

Ⅲ．主要な業務に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　１．直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　２．直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　３．直近の３事業年度における業務の状況を示す指標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　　（１）主要な業務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　　（２）保険契約に関する指標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　　（３）経理に関する指標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　　（４）資産運用に関する指標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
　　（５）特別勘定に関する指標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　４．責任準備金の残高の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　５．期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）・・・・・・・・・・25
　６．事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表　・・・・・・・・・・・・・・・・25

Ⅳ．運営に関する事項・・26
　１．リスク管理体制・・26
　２．法令遵守の体制・・27
　３．健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性・・・・・・・・27
　４．社外・社内の監査・検査体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　５．コーポレートガバナンス体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　６．内部統制システムの構築および運用状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　７．ＣＳＲ（企業の社会的責任）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
　８．個人情報保護宣言および特定個人情報等の取扱いに係る基本方針・・・・・・・・・・・・32
　９．反社会的勢力の排除のための基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

１０．利益相反管理方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅴ．直近の２事業年度における財産の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
１．計算書類・・39
（１）貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
（２）損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
（３）キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（４）株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
２．保険業法に基づく債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
３．保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）・・・・・・・・・・・46
４．時価情報等（取得価額または契約価額、時価および評価損益）・・・・・・・・・・・・・・・48
５．その他・・48

Ⅵ．損害保険用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

＊　本誌は、保険業法第 111 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ごあいさつ

みなさまには、日ごろより格別のご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

2024年度の日本経済は、人件費や物流費の価格転嫁等による物価上昇の影響を受けつつも、堅調な企業業績を背景とした雇用・所得環境の改善等に個人消費が支えられて、景気は緩やかに回復しました。

そのような中、当社は、Ｔ＆Ｄ保険グループの一員として、グループ経営理念「Try＆Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」のもと、社会とともに持続的に成長するとともに、保険業の公共的使命と企業の社会的責任を果たすべく、コンプライアンスを重視した適切な事業運営に取り組んでまいりました。

ペット保険業界におきましては、ペットの長寿化や動物医療の高度化、物価上昇等を背景に、ペット医療にかかる費用は年々上昇傾向にあり、ペット保険への関心は、一層高まっています。日本におけるペット保険の普及率は、ペット先進国である欧米に比して低い状況にありますが、ペット保険の普及を通じて、ペットの健康で幸せな生活に対する飼い主のニーズに応えていくことが、当社の社会的使命であると考えております。

当社は、2019 年４月に損害保険会社化し、今後も需要拡大が見込まれるペット保険市場において引き続き、愛するペットとご家族が共に健康で潤いのある生活を安心して過ごせるよう、これまで蓄積してまいりましたペット保険の事業ノウハウを活かしてお客さまのニーズに合った最良の保険商品を提供し、お客さま本位のサービス向上に努めていく所存です。

今後とも、ご支援、ご鞭撻を賜りますよう何とぞお願い申しあげます。

2025 年７月
代表取締役社長
石井　淳二郎

ディスクロージャー誌の発行

日頃より、ペット＆ファミリー損害保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。当社の経営方針・事業概況・財務状況などについてみなさまにご理解いただきたく、「ペット＆ファミリー損害保険の現状 2025」を発行いたしました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、みなさまのお役に立てれば幸いに存じます。

Ⅰ．保険会社の概況及び組織

Ⅰ－１．　代表的な経営指標

（単位：百万円）

年度	2024年度
正味収入保険料	11,256
正味損害率	63.6%
正味事業費率	31.4%
保険引受利益	132
経常利益	137
当期純利益	94
単体ソルベンシー・マージン比率	354.9%
総資産額	11,114
純資産額	4,996
その他有価証券評価差額	－
不良債権状況	－

正味収入保険料

ご契約者さまから直接受け取った保険料（元受保険料）および受再保険料から、出再保険料、返戻金を控除し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除した保険料のことです。

正味損害率

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の正味支払保険金に損害調査費を加えて、正味収入保険料で除した割合です。

正味事業費率

損益計算書上の諸手数料及び集金費に営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額（保険引受に係る営業費及び一般管理費）を加えて、正味収入保険料で除した割合です。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金・損害調査費・満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、保険引受に係るその他収支を加減したものです。

経常利益

正味収入保険料・利息及び配当金収入等の経常収益から、正味支払保険金・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。

当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものです。

単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。通常200%以上あれば保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるとされています。

総資産額

会社が保有する資産の合計であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。

純資産額

保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の純資産の部合計です。

その他有価証券評価差額金

その他有価証券の時価と取得原価の差額（いわゆる含み損益）から法人税等相当額を控除したものです。

不良債権状況（リスク管理債権）

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。

Ｉ－２．　経営方針（理念）

当社はＴ＆Ｄ保険グループ経営理念「Try& Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。」のもと以下のペット＆ファミリー損害保険経営ビジョンを策定し、経営ビジョンに沿った業務運営に取組んでいます。

ペット＆ファミリー損害保険 経営ビジョン

・私たちは、ペット保険を通してお客さまと「家族の一員であるペット」との充実した生活に安心をお届けすることにより、人と社会に貢献する会社をめざします。

・私たちは、お客さまのニーズに合った最適で質の高い保険商品・サービスを提供し、お客さまに選ばれる損害保険会社となることで、安定的・持続的な成長をめざします。

・私たちは、常に社会から必要とされる価値を追求することで、お客さま満足度の向上をめざします。

Ⅰ－３．会社の特色

ペット＆ファミリー損害保険は、日本で最初にペット保険を作った会社を前身とする、Ｔ＆Ｄ保険グループのペット保険専門会社です。

ペット＆ファミリー損害保険は、ペットを人間同様大切な家族の一員と捉え、太陽生命、大同生命をはじめとしたグループ生命保険会社のノウハウを生かし、ペットとその家族が安心して毎日を過ごせる保険商品を提供します。

Ⅰ－４．　会社の沿革

2003 年 8 月	保険会社設立に向けて、ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社の前身である「日本ファミリー保険企画株式会社」を設立。
2006 年 11 月	日本ファミリー保険企画株式会社が少額短期保険業者として登録。（登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第２号）
2007 年 1 月	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの連結子会社となり、商号を「ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社」へ変更し、本店を東京都文京区へ移転。
2007 年 4 月	ペット保険の販売を開始。
2008 年 10 月	ペット医療費用保険『げんきナンバーわん』の販売を開始。
2008 年 12 月	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスとの株式交換により、同社による完全子会社化。
2009 年 12 月	『げんきナンバーわん』にペットショップ向けの『エル』の追加販売を開始。
2010 年 4 月	『げんきナンバーわん』にペットショップ向けの『プロ』の追加販売を開始。
2010 年 9 月	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの 100％出資により、10 億円の資本増強を実施。
2014 年 9 月	ペット医療費用保険（免責金額控除型）「げんきナンバーわんスリム」の販売を開始。
2014 年 12 月	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの 100％出資により、3 億円の資本増強を実施。
2016 年 6 月	保有契約件数 10 万件突破。
2019 年 3 月	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの 100％出資により、26 億円の資本増強を実施。
2019 年 4 月	損害保険会社へ移行し、社名を「ペット＆ファミリー損害保険（株）」に変更。
2019 年 7 月	保有契約件数 15 万件突破。
2020 年 2 月	本店を東京都台東区（現在地）へ移転。
2020 年 8 月	太陽生命保険営業職員チャネル専用商品「げんきナンバーわん Best」の販売を開始。
2021 年 12 月	ペット医療費用保険（通院のみ免責金額控除型）「げんきナンバーわんスマート」の販売を開始。
2021 年 12 月	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの 100％出資により、17 億円の資本増強を実施。
2023 年 10 月	保有契約件数 20 万件突破。
2024 年 3 月	キャッシュレス決済サービス「PayPay」内の「PayPay ほけん」で加入できるペット保険「これだけペット」の提供を開始。

Ⅰ－５．経営の組織

【組織図（2025 年７月１日現在)】

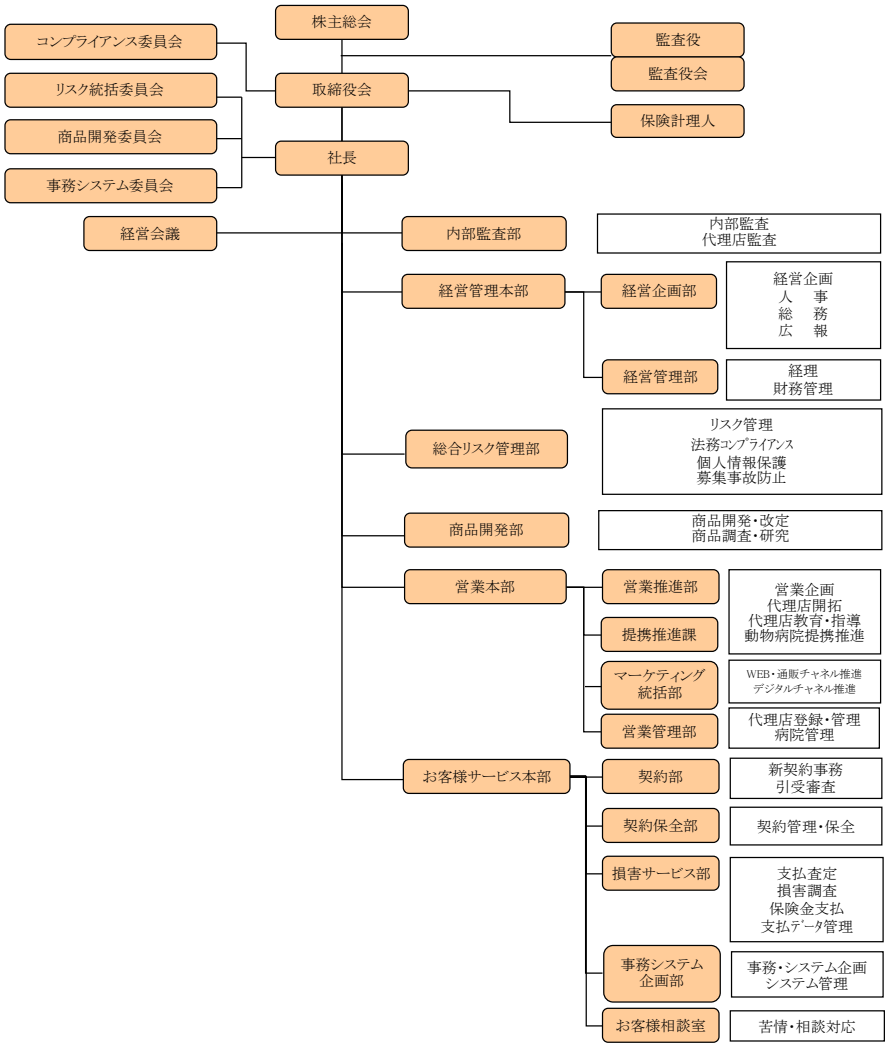

海外ネットワーク

・該当事項はありません。

Ⅰ－６．　株主・株式の状況

１．株式に関する事項

（2025 年３月 31 日現在）

発行可能株式総数	3,000千株
発行済株式の総数	2,447千株
当年度末株主数	1名

２．主要株主の状況

（2025 年３月 31 日現在）

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス	2,447,455株	100％

Ⅰ－７．役員の状況

取締役および監査役等

（2025 年７月 1 日現在）

役職名	氏　　名 （生年月日）	略　　歴
代表取締役 社長	石井　淳二郎 （1967年10月5日）	1991年 4月　太陽生命 入社 2006年 3月　同社 川越支社長 2008年 3月　同社 朝霞支社長 2013年 3月　同社 大和支社長 2014年 3月　同社 八王子支社長 2020年 6月　当社 取締役執行役員 2022年 4月　太陽生命 損害保険事業部長 2023年 4月　当社 営業本部長 2023年 5月　同社 常務執行役員 2023年 6月　同社 取締役常務執行役員 2024年 4月　同社 代表取締役社長（現任） 2024年 4月　Ｔ＆Ｄホールディングス　グループ執行役員待遇 2025年 4月　Ｔ＆Ｄホールディングス　グループ執行役員（現任）
取締役常務 執行役員	小山　恒輔 （1966年6月18日）	1991年 4月　大同生命 入社 2015年 4月　同社 コンプライアンス統括部部長 2017年 4月　同社 内部監査部部長 2018年 4月　当社 経営企画部長 兼 商品開発部長 2019年 4月　同社 取締役執行役員 2023年 4月　同社 取締役常務執行役員（現任）
取締役執行 役員	川田 広明 （1972年2月3日）	1994年 4月　大同生命　入社 2021年 4月　当社 お客様サービス本部副本部長 2023年 4月　同社 執行役員 2024年 6月　同社 取締役執行役員（現任）
取締役	小田　浩貴 （1970年2月26日）	1992年 4月　太陽生命 入社 2016年 3月　同社 主計部部長 2018年 4月　同社 主計部長 2020年 4月　同社 総合リスク管理部部長 2021年 4月　同社 総合リスク管理部長 2023年 4月　T&Dホールディングスリスク統括部長（現任） 2023年 6月　T&Dユナイテッドキャピタル取締役 2023年 6月　当社 取締役（現任）

役職名	氏　　名 (生年月日)	略　　歴
取締役	森谷　芳隆 (1971年7月12日)	1994年 4月 大同生命 入社 2016年 4月 同社 長野ＴＫＣ企業保険支社長 2018年 4月 同社 商品部長 2020年 4月 同社 契約部長 2022年 4月 同社 執行役員 2024年 4月 T&Dホールディングス 執行役員（現任） 2024年 6月 当社 取締役（現任）
常勤監査役	関下　信也 (1964年3月28日)	1987年 4月 大同生命　入社 2012年 4月 同社　主計部部長 2013年 4月 同社　品質管理部情報資産管理室長 2014年 4月 同社　品質管理部長 2016年 4月 同社　保険金部長 2018年 4月 同社　内部監査部部長 2020年 4月 Ｔ＆Ｄホールディングス　監査役室長 2020年 6月 同社　監査等委員会室長 2023年 6月 Ｔ＆Ｄリスクソリューションズ　常勤監査役 2025年 4月 当社 常勤監査役（現任） 2025年 4月 All Right少額短期保険　常勤監査役（現任）
監査役	石田 徹 (1958年9月22日)	1981年 4月 太陽生命 入社 1997年 4月 同社 藤沢支社長 2007年 4月 ペット＆ファミリー少額短期保険 執行役員 2014年12月 太陽生命 法務コンプライアンス部部長 2016年 4月 同社 法務コンプライアンス部コンプライアンス・オフィサー 2024年 6月 当社 監査役（現任） 2025年 4月 All Right少額短期保険　監査役（現任）
監査役	國領 慎吾 (1962年12月24日)	1985年 4月 大同生命 入社 2003年 4月 同社 松本支社長 2006年 4月 同社 上野支社長 2008年 8月 同社 大阪中央支社長 2010年 9月 同社 コンプライアンス統括部部長 2015年 4月 同社 首都圏地区営業本部研修室長 2018年 4月 同社 コンプライアンス統括部営業検査室長 2019年 4月 同社 法人営業部長 2022年 4月 同社 コンプライアンス推進部コンプライアンス・オフィサー 2024年 6月 当社 監査役（現任） 2025年 4月 All Right少額短期保険　監査役（現任）
執行役員	染谷 和也 (1976年2月1日)	2014年 5月 当社 入社 2017年 7月 同社 営業本部部長 2020年 4月 同社 営業本部副本部長 2025年 4月 同社 執行役員（現任）
執行役員	高橋 真弓 (1974年12月30日)	2007年 5月 当社 入社 2015年 4月 同社 お客様サービス本部部長 2019年 9月 同社 経営管理本部部長 2024年 4月 同社 経営管理本部副本部長 2025年 4月 同社 執行役員（現任）

Ⅰ－８．会計監査人の状況

氏名または名称
ＥＹ新日本有限責任監査法人

Ⅰ－９．従業員の状況

（2025 年３月 31 日現在）

従業員数	平均年齢	男女比率	平均給与月額
88名	40.5歳	30％ ： 70％	358千円

Ⅱ．主要な業務の内容

当社は、2019年４月１日に金融庁より損害保険業の免許を取得し、損害保険会社として事業を開始いたしました。

Ⅱ－１．取扱い商品

飼い主さまとペットが安心して治療を受けることができるよう、シンプルで分かりやすいペット保険をご提供しています。ペットショップチャネルで販売している「げんきナンバーわんスマート」、 Webチャネルを中心に販売している「げんきナンバーわんスリム」、グループ会社である太陽生命の販売チャネルを通じて販売している「げんきナンバーわんBest」など、マーケットのニーズに合わせた商品をご提供しており、2024年３月にはキャッシュレス決済サービス「PayPay」内の「PayPayほけん」で加入できるペット保険「これだけペット」の提供を開始しました。

詳しくは各商品のパンフレットまたは当社ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス　⇒　URL: https://www.petfamilyins.co.jp

【新商品の開発状況（直近３年間）】

2024年　３月　キャッシュレス決済サービス「PayPay」内の「PayPayほけん」で加入できるペット保険「これだけペット」を提供開始

2024年　７月　「げんきナンバーわんスリム」商品改定
・保険料の改定
・免責金額の改定　等

2025年　１月　「げんきナンバーわん」保険料改定

Ⅱ－２．各種サービス

サービス名	サービス内容
Ｔ＆Ｄクラブオフ	全国のホテル・レジャー施設・レンタカーなどが特別優待価格にてご利用できます。
ワンニャン相談室	ペットと暮らす上で日常的に困ったことや知りたいことについてお答えする相談サービスです。Ｗｅｂを利用して、資格を持つ専門アドバイザーに直接ご相談いただけます。
Pet News Storage	ペットライフを充実させるための情報やペットライフの身近な疑問を分かりやすく紹介したコンテンツをホームページに掲載しています。

お客さまの声への対応態勢

ペット＆ファミリー損害保険は、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「お客さま本位の業務運営に係る取り組み方針」を定め、その方針に則って『業務運営の質の向上』に取り組むとしています。

その取組みの具体例として、お客さまのご期待に沿うことがかなわず、不満足のお申出をいただいた苦情等（※）につきましても、お客さまの声を活かすため、経営層への報告と全社的な情報共有を進め、迅速な対応に努めています。

※ 当社における「苦情」の定義：お客さまから当社に対するお申出のうち、不満足の表明があったもの、としております。
なお「お客さま」は広義に捉え、ご契約者さま・被保険者さまだけでなく、保険契約関係者以外の申出人も含みます。

お客さまの声への対応と経営・社内へ活かす態勢

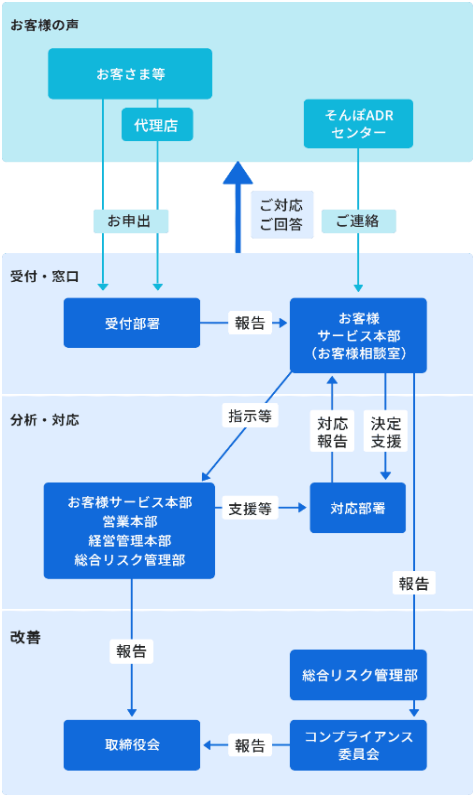

苦情の受付状況

2024年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	累計
契約・募集に関するもの	64	36	30	38	168
契約管理に関するもの	139	152	196	229	716
保険金支払に関するもの	76	66	78	41	261
その他	28	32	29	30	119
合計	307	286	333	338	1264

第三者による紛争解決（指定紛争解決機関）

そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号　０３－４３３２－５２４１（全国共通）

受付時間：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）の午前9時15分～午後5時

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（https://www.sonpo.or.jp/）

Ⅱ－３　保険の仕組み一般

（１）損害保険制度

損害保険とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じて保険料を支払うことを約束する契約です。保険制度の目的は、多数の契約者間で相互にリスクを分散し、偶然の事故による損失を経済的に補償することにより個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

（２）損害保険契約の性格

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約です。しかし、多数のご契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込には一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券等を作成・交付します。

（３）再保険

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。保険会社は保険契約者のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることにもなります。このため、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に転嫁し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化をはかっています。この仕組みを再保険といいます。

※当社では再保険制度は利用しておりません。

Ⅱ－４　損害保険をより深く理解していただくために

（１）約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約に基づいており、さらに保険契約申込書に記載された内容（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）は、個々の保険契約の具体的な内容としてご契約者さまおよび保険会社双方を拘束するものとなります。

（２）ご契約の際にご注意いただきたいこと

①保険契約の内容をよくご確認ください

当社では、契約内容の重要な点をわかりやすく説明した「重要事項説明書」や「パンフレット」を用意し、契約時にこれらをお客さまへ提供することにより、契約内容について正確にご理解いただけるよう努めています。

また、当社は、保険契約申込の際に意向確認を行うことにより、お客さまのご意向、状況に応じた内容となっていることを契約締結時にあわせてご確認いただくようにしています。

②保険契約申込の際は正確にご記入ください

保険契約申込の際は、記載内容を確認し、告知事項、ご加入のペットの年齢や品種等について正しく記入（Ｗｅｂサイト等からの申込の際は正しく入力）していただく必要がありま

す。ご契約者さまが記入された事項は、ご契約者さまと当社の双方を拘束するものとなります。したがって、記入していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできない場合もありますので、契約締結時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

Ⅱ―５　保険料について

（１）保険料の収受・払戻

保険料は、口座振替やクレジットカード等によりお支払いいただけます。

保険期間中に保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款等をご確認ください。

（２）保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が主務官庁である金融庁から認可取得を行い適用しています。

なお、保険料率は、純保険料（保険金の支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営や募集の経費に充てられる部分）で構成されています。

Ⅱ－６　保険金の支払いについて

当社の保険金の請求方法は、以下の２通りとなります。

①　保険金の直接請求

当社マイページ（お客さま向けＷｅｂサービス）内で「領収書類（診療明細付）」等の画像をアップロードすることで、簡単に手続きが完了する「WEB請求システム」を導入しています。

また、「マイページ」、または、お電話（フリーダイヤル：0120-584-412）にてお申出いただくことで「保険金請求書兼同意書」を当社から郵送します。「保険金請求書兼同意書」に必要事項を記載のうえ「領収書類（診療明細付）原本」とともに当社に返送いただくことで、保険金をご請求いただきます。

②窓口精算

提携動物病院において、あらかじめ保険が適用となる金額を控除した額を病院の会計窓口でお支払いいただくことができます。そのため、お客さまによる保険金の請求手続きは必要ありません。（ご加入の保険種類によっては、窓口精算をご利用いただけないことがあります。）

Ⅱ－７　保険募集について

（１）契約締結の仕組み

①代理店による保険募集

代理店は、損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づいて、保険会社に代わってお客さまとの間で保険契約締結の手続きを行います。

②通信販売による保険募集

通信販売での保険加入では、資料等を請求いただき内容をご確認のうえ、保険契約の申込みと保険料の支払いをしていただき、手続き完了となります。

また、当社ホームページでは、ペット保険の資料請求や見積りだけでなく、保険契約締結まで完了させることができます。

（２）契約内容の確認に関する取り組み

ご契約の内容やお引受け条件等については、契約成立後にマイページ内の「eco証券」や「eco継続証」または郵送でお届けする「保険証券」や「継続証」等でご確認いただけます。

（３）代理店の役割と業務内容

代理店は、損害保険会社である当社と損害保険代理店委託契約を締結し、これに基づき当社の代わりに保険募集を行い、お客さまとの間で保険商品の内容の説明や、保険契約締結の手続きを行うことを基本的業務としています。

代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客さまに様々な情報を提供し、家族の一員であるペットに対する医療保険を通じてお客さまの経済生活の安定を図るという社会的役割を担っています。

（４）代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う者は、保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

当社では、代理店で保険契約の募集を行おうとする者は、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人試験」に合格することなどを要件としています。

（５）代理店教育

当社の代理店および募集人は、商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識に関する研修を定期的に行っており、資質向上を図り、常に適切な保険募集ができるよう努めております。

（６）代理店数

当社の代理店数は、2025年３月31日現在、全国で208店です。

（７）外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

（８）勧誘方針

当社では、適正な金融商品の販売・勧誘に努めるため、以下のとおり勧誘方針を定めています。

１．　目的

この方針は、当社がお客さまに対して保険等の金融商品の勧誘活動を行う際の勧誘方法・配慮する事項などに関する基本方針です。

２．　お客さまのご意向と実情に応じた勧誘

・お客さまの保険その他金融商品に関する知識、経験、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に応じ、適正な商品の説明および勧誘に努めます。

３．　勧誘の方法

・お客さまの誤解を招くような表示や説明は行いません。また、お客さまに対し、社会的批判を招くような方法・場所・時間帯での勧誘は行いません。
・勧誘時には書面の交付などを行い、ご契約内容の重要事項をご説明し、お客さまに納得していただいた上でご契約いただくよう努めます。
・お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法などに工夫を凝らし、お客さまに保険商品の内容を正しくご理解いただけるよう努めます。

４．　お客さま情報の取扱い

・お客さまの情報は厳正にお取り扱いし、お客さま情報の保護に万全を尽くします。

５．　法令の遵守体制等

・保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、その他関連法令ならびに社会規範などを遵守し、適正な勧誘が行われるよう内部管理体制の強化に努めます。

６．　研修体制

・適正な勧誘を履行し、もって信頼される募集人を育成するため、研修体制を充実し、きめ細かな教育・研修に努めます。

７．ご相談・ご要望

・ご相談・ご要望がございましたら、こちらまでお寄せください。

ペット＆ファミリー損害保険株式会社
電話 0120-584-412

Ⅲ．主要な業務に関する事項

Ⅲ－１　直近の事業年度における事業の概況

（１）経営環境

昨年度の日本経済は、人件費や物流費の価格転嫁等による物価上昇の影響を受けつつも、堅調な企業業績を背景とした雇用・所得環境の改善等に個人消費が支えられて、景気は緩やかに回復しました。

そのような中、ペット保険業界におきましては、ペットを大切な家族の一員と考える飼い主さまが増えていることを背景に、引き続き成長余地が大きい市場となっていますが、ペット保険を取り扱う他の損害保険会社・少額短期保険業者との競合、大手プラットフォーマーや新規事業者等のペット保険事業への参入等により、競争の激しい市場となっています。

（２）事業の経過

当社は、2019年４月１日より損害保険会社となり、今後も需要拡大が見込まれるペット保険市場において、より安定的な収益基盤を確立するとともに、コンプライアンスとローコストオペレーションに徹した、適切かつ効率重視の事業運営に取り組んでまいりました。

商品・サービス面では、ペーパーレス化をさらに推進し、2025年１月には、従来、紙でご確認・お手続きいただいていた保険証券や保険金請求がいずれもマイページで閲覧・ご請求いただける、「eco 証券」提供サービスと保険金の「WEB請求」を開始しました。

また、2024年９月に公式 Instagramアカウントを開設し、「ペットと暮らす魅力」や「人とペットが幸せに暮らす方法」など飼い主さまとペットを支える情報を配信するとともに、ホームページやマイページ、LINE公式アカウントを通じて、ペットと生活するうえでお客さまの役に立つ情報を発信するなど、サービス向上に努めました。

営業面では、コアチャネルと位置づけるペットショップの開拓・拡販に注力し、業容の拡大と収益性の向上に努めるとともに、キャッシュレス決済サービス「PayPay」内の「PayPayほけん」で加入できるペット保険「これだけペット」の販売や継続契約が良好に推移したことなどにより、保有契約件数は順調に増加しました。

その結果、当会計期間末の登録代理店数は208店、保有契約件数は222,015件となりました。

一方、保有契約の増加や動物医療の高度化・物価上昇による治療費の上昇等により支払保険金が増加しました。

このような中で、当会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、正味収入保険料11,256百万円等により、11,260百万円となりました。一方、経常費用は、正味支払保険金6,637百万円、責任準備金繰入額221百万円、営業費及び一般管理費2,365百万円等により、11,123百万円となりました。

以上の結果、経常利益は137百万円となり、これに税効果会計による調整後の法人税等を計上した当期純利益は94百万円となりました。

今後も損害保険会社としての持続的な成長を確固たるものとすべく、引き続きコンプライアンスとローコストオペレーションに徹した適切かつ効率的な事業運営に取り組んでまいります。

【対処すべき課題】

ペット保険業界におきましては、ペットの長寿化･高齢化や動物医療の高度化・物価上昇による治療費の上昇等により、ペットの飼い主が負担する動物病院の治療費が増加傾向にあり、その負担を軽減するペット保険への関心は、ますます高まっています。わが国でのペット保険の普及率は、ペット先進国である欧米に比して低い状況にありますが、ペット保険の普及を通じて、ペットの医療費用に対する飼い主のニーズに応えていくことが、当社の社会的な使命と考えております。

当社は、損害保険会社として、保険法、保険業法、保険会社向けの総合的な監督指針等に基づく適切な経営体制を確立するとともに、将来の成長を見据え、収益基盤を確立・強化するため、以下の点を基軸とした経営計画を策定しております。

・Ｔ&Ｄ保険グループの一員としての信用力を背景とした営業戦略・提携戦略の積極展開により収益基盤を拡大・強化。
・安定的な収益基盤として、ペットショップチャネル（特に基盤・中堅代理店）と緊密な関係を深めるとともに、新規代理店の開拓を強化する。また、譲渡チャネル専用商品の本格展開により、既存ペットショップチャネルへの商品提供や新規代理店の開拓等を行い譲渡チャネルの拡大を図る。
・PayPayとの関係強化を推進するとともに、新たな他業提携先の拡大を促進し、新規顧客層の獲得よるマーケットシェア拡大を図る。
・LINE公式アカウントとマイページの連携による利便性向上・業務効率化推進。
・安定的な収益の獲得と保有契約の拡大に資する商品を開発・改良。
・ＩＴガバナンスの継続強化およびコンプライアンスの徹底を通じて、確固たる内部管理態勢を構築。

また、ペットオーナーのペットの健康に対する意識の向上、ペットの高齢化、動物医療の専門化・高度化の進展、物価上昇等の要因により支払保険金が増加する傾向にあり、これらのリスクについては引き続き十分注意し、適切な対応を図ってまいります。

(注)保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表記しております。

Ⅲ－２　直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標　　（単位：百万円）

年度 項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	7,465	8,605	9,887	10,444	11,260
経常利益又は経常損失（△）	△285	△129	202	755	137
当期純利益又は当期純損失（△）	△216	△81	146	566	94
資本金の額	2,806	3,656	3,656	3,656	3,656
発行済株式の総数	1,597千株	2,447千株	2,447千株	2,447千株	2,447千株
純資産額	2,570	4,188	4,335	4,902	4,996
総資産額	6,478	8,645	9,834	10,552	11,114
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額	－	－	－	－	－
責任準備金残高	2,655	3,017	3,796	3,917	4,139
貸付金残高	－	－	－	－	－
有価証券残高	－	－	－	－	－
ソルベンシー・マージン比率	292.8%	387.2%	351.1%	368.9%	354.9%
配当性向	－	－	－	－	－
従業員数	80名	81名	82名	83名	88名
正味収入保険料の額	7,465	8,605	9,887	10,444	11,256

Ⅲ－３　直近の３事業年度における業務の状況を示す指標等

（１）主要な業務の状況

①元受正味保険料　　（単位：百万円）

年度 種目	2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
その他（ペット保険）	9,887	100.0%	10,444	100.0%	11,256	100.0%
合計	9,887	100.0%	10,444	100.0%	11,256	100.0%

（注）元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

②正味収入保険料　　（単位：百万円）

年度 種目	2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
その他（ペット保険）	9,887	100.0%	10,444	100.0%	11,256	100.0%
合計	9,887	100.0%	10,444	100.0%	11,256	100.0%

（注）正味収入保険料とは、元受および受再契約の保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

③受再正味保険料：該当事項はありません。

④支払再保険料：該当事項はありません。

⑤解約返戻金　（単位：百万円）

年度 / 種目	2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
その他（ペット保険）	132	100.0%	157	100.0%	192	100.0%
合計	132	100.0%	157	100.0%	192	100.0%

（注）解約返戻金とは、元受解約返戻金および受再解約返戻金を合計したものをいいます。

⑥保険引受利益　（単位：百万円）

年度 / 種目	2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
その他（ペット保険）	202	100.0%	755	100.0%	132	100.0%
合計	202	100.0%	755	100.0%	132	100.0%

（単位：百万円）

年度 / 項目	2022年度	2023年度	2024年度
保険引受収益	9,887	10,444	11,256
保険引受費用	7,574	7,484	8,757
営業費及び一般管理費	2,110	2,204	2,365
その他収支	－	－	－
保険引受利益	202	755	132

（注）営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

⑦正味支払保険金および正味損害率　（単位：百万円）

年度 / 種目	2022年度			2023年度			2024年度		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
その他（ペット保険）	5,300	100.0%	57.0%	5,761	100.0%	58.8%	6,637	100.0%	63.6%
合計	5,300	100.0%	57.0%	5,761	100.0%	58.8%	6,637	100.0%	63.6%

（注）1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

⑧元受正味保険金　（単位：百万円）

年度 / 種目	2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
その他（ペット保険）	5,300	100.0%	5,761	100.0%	6,637	100.0%
合計	5,300	100.0%	5,761	100.0%	6,637	100.0%

（注）元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑨受再正味保険金の額：該当事項はありません。

⑩回収再保険金の額：該当事項はありません。

（２）保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額：該当事項はありません。

②正味損害率、正味事業費率およびその合算率　（単位：％）

種目＼年度	2022年度			2023年度			2024年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
その他（ペット保険）	57.0	32.1	89.1	58.8	32.1	90.9	63.6	31.4	95.0
合計	57.0	32.1	89.1	58.8	32.1	90.9	63.6	31.4	95.0

（注）1. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率　（単位：％）

種目＼年度	2022年度			2023年度			2024年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
その他（ペット保険）	60.2	33.4	93.6	60.9	32.9	93.8	67.9	32.6	100.5
合計	60.2	33.4	93.6	60.9	32.9	93.8	67.9	32.6	100.5

（注）1. 発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
2. 事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
3. 合算率＝発生損害率＋事業費率
4. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
5. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合　（単位：％）

項目＼年度	2022年度	2023年度	2024年度
国内契約	100.0	100.0	100.0
海外契約	－	－	－

（注）上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約と海外契約の割合を記載しております。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位５社の割合：該当事項はありません。

⑥出再保険料の格付ごとの割合：該当事項はありません。

⑦未収再保険金の額：該当事項はありません。

（３）経理に関する指標等

①支払備金　（単位：百万円）

年度 / 種目	2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
その他（ペット保険）	1,255	100.0%	1,320	100.0%	1,523	100.0%
合計	1,255	100.0%	1,320	100.0%	1,523	100.0%

②責任準備金　（単位：百万円）

年度 / 種目	2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
その他（ペット保険）	3,796	100.0%	3,917	100.0%	4,139	100.0%
合計	3,796	100.0%	3,917	100.0%	4,139	100.0%

③責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載はしておりません。

④引当金明細表

［2023年度］　（単位：百万円）

区分		前期末残	当期増加	当期減少	当期末残
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	－	－	－	－
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－
	合計	－	－	－	－
賞与引当金		36	47	36	47

［2024年度］　（単位：百万円）

区分		前期末残	当期増加	当期減少	当期末残
貸倒引当金	一般貸倒引当金	－	－	－	－
	個別貸倒引当金	－	－	－	－
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－
	合計	－	－	－	－
賞与引当金		47	49	47	49

⑤貸付金償却の額：該当事項はありません。

⑥資本金等明細表

「Ⅴ．直近の２事業年度における財産の状況　１．計算書類（４）株主資本等変動計算書」をご参照ください。

⑦損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、発生損害率が１％上昇するものと仮定します。
計算方法	・増加する発生損害額＝既経過保険料×１％ ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ・増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ・経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2023年度 101百万円（異常危険準備金の取崩額　-百万円）
	2024年度 108百万円（異常危険準備金の取崩額　-百万円）

⑧事業費（含む損害調査費）　（単位：百万円）

項目＼年度	2022年度	2023年度	2024年度
人件費	500	551	590
物件費	1,861	1,951	2,201
税金	80	86	99
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	－	－	－
保険契約者保護機構に対する負担金	－	－	－
諸手数料及び集金費	1,065	1,151	1,170
合計	3,508	3,740	4,061

（注）1. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。
2. 保険契約者保護機構に対する負担金は、保険業法第265条の33の規程に基づくものです。

（４）資産運用に関する指標等

①資産運用の概況　（単位：百万円）

年度 項目	2022年度		2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	7,334	74.6%	7,454	70.6%	7,534	67.8%
コールローン	－	－		－		－
買現先勘定	－	－		－		－
債券貸借取引支払保証金	－	－		－		－
買入金銭債権	－	－		－		－
商品有価証券	－	－		－		－
金銭の信託	－	－		－		－
有価証券	－	－		－		－
貸付金	－	－		－		－
土地・建物	10	0.1%	9	0.1%	8	0.1%
運用資産計	7,344	74.7%	7,463	70.7%	7,543	67.9%
総資産	9,834	100.0%	10,552	100.0%	11,114	100.0%

②利息配当収入の額および運用利回り　（単位：百万円）

年度 項目	2022年度		2023年度		2024年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	0	0.00%	0	0.00%	4	0.06%
コールローン	－	－	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－	－	－
土地・建物	－	－	－	－	－	－
小計	0	0.00%	0	0.00%	4	0.06%
その他	－	－	－	－	－	－
合計	0	－	0	－	4	0.06%

③海外投融資残高および構成比：該当事項はありません。

④海外投融資利回り：該当事項はありません。

⑤商品有価証券の平均残高および売買高：該当事項はありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比：該当事項はありません。

⑦保有有価証券利回り：該当事項はありません。

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高：該当事項はありません。

⑨業種別保有株式の額：該当事項はありません。

⑩貸付金の残存期間別の残高：該当事項はありません。

⑪担保別貸付金残高：該当事項はありません。

⑫使途別の貸付金残高および構成比：該当事項はありません。

⑬業種別の貸付金残高および貸付金残高に合計に対する割合：該当事項はありません。

⑭規模別の貸付金残高および貸付金残高に合計に対する割合：該当事項はありません。

⑮有形固定資産および有形固定資産合計の残高　（単位：百万円）

項目＼年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
土　地	－	－	－
（営業用）	(－)	(－)	(－)
（賃貸用）	(－)	(－)	(－)
建　物	10	9	8
（営業用）	(10)	(9)	(8)
（賃貸用）	(－)	(－)	(－)
建設仮勘定	－	－	－
（営業用）	(－)	(－)	(－)
（賃貸用）	(－)	(－)	(－)
合　計	10	9	8
（営業用）	(10)	(9)	(8)
（賃貸用）	(－)	(－)	(－)
その他の有形固定資産	14	8	5
有形固定資産合計	24	18	13

（５）特別勘定に関する指標等

該当事項はありません。

Ⅲ－４　責任準備金の残高の内訳

［2023年度末］　（単位：百万円）

区分 種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
その他（ペット保険）	3,583	334	－	－	－	3,917
合　計	3,583	334	－	－	－	3,917

［2024年度末］　（単位：百万円）

区分 種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
その他（ペット保険）	3,778	360	－	－	－	4,139
合　計	3,778	360	－	－	－	4,139

Ⅲ－５　期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）　（単位：百万円）

区分 年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2021年度	986	1,101	53	△168
2022年度	1,159	1,209	95	△145
2023年度	1,255	1,233	64	△42
2024年度	1,320	1,461	101	△242

（注）1．国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2．当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

Ⅲ－６　事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当事項はありません。

Ⅳ．運営に関する事項

Ⅳ－1　リスク管理体制

当社は、健全かつ適切な業務運営を確保し、永続的に発展していくことを履行するため、当社におけるさまざまなリスクに対して以下のリスク管理体制を構築しています。

(1) 持株会社が定めるグループにおけるリスク管理の基本的な考え方に基づき、リスク管理の基本方針を策定し、リスク管理体制を整備する。
(2) リスク管理に関する一元的な体制確立とその徹底を目的とした委員会を設置する。また、リスク管理に関する基本的な方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスク種類毎に配置された管理部門がリスクの状況の把握・分析等を行うとともに、統括的なリスク管理部門において、これらの各リスクを統合的に管理する態勢を整備する。
(3) 危機事態への対応に関する基本的な方針及び基本的な事項を規程に定め、危機管理体制を整備する。

当社が主に管理しているリスクは以下のとおりです。

保険引受リスク	・経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク
資産運用リスク	○市場関連リスク ①金利変動リスク ・金利の変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク ②価格変動リスク ・有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク ○信用リスク ・信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
流動性リスク	○資金繰りリスク ・財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量の解約等に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク ○市場流動性リスク ・市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

事務リスク	・役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正・情報漏えい等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	・コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクまたはコンピュータの不正使用により損失を被るリスク
法務リスク	・諸法令等の遵守を怠ること等により損失を被るリスク
労務人事リスク	・雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題など、労務・人事上のトラブルが発生することにより損失を被るリスク
災害リスク	・大規模災害等に対する予防対策、あるいは発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスク
風評リスク	・風評がマスコミやインターネット等を通して社会一般等に広がり、当社保険契約の解約が増加する等の事態が発生することにより損失を被るリスク

Ⅳ－２　法令遵守の体制

（１）コンプライアンス（法令等遵守）に関する基本方針

当社では、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題の一つとして位置付け、「ペット＆ファミリー損害保険コンプライアンス行動規範」を制定し、全役職員に周知し、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

（２）コンプライアンスの推進体制

当社は、コンプライアンス推進のために、取締役会の下部機関である「コンプライアンス委員会（委員長は社長）」を設置し、業務執行を担当する全ての取締役および執行役員を構成メンバーとして、コンプライアンスに関する重要事項について審議を行い、その徹底を図っています。また、毎年度の具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、さらに全役職員等が法令等遵守を実現するための具体的な手引書となるコンプライアンス・マニュアル（役職員編、代理店編）を制定し、コンプライアンスの推進に努めています。

Ⅳ－３　健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

保険業法第 121 条第１項第１号に基づき、保険計理人は責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。

この確認は、関係法令のほか社団法人 日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社

の保険計理人実務基準」に基づき行っています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストの実施対象はありません。

Ⅳ－４　社外・社内の監査・検査体制

社内の監査

当社では、Ｔ＆Ｄ保険グループ内部監査基本方針に基づき、内部監査態勢を整備し、他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する内部監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行うことにより、経営目標の効果的な達成に資することを目的として実施します。

監査実施後、内部監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知するとともに、改善を要する事項については、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告に基づき、それらの改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果に基づき、必要と判断した事項について関係部門への情報提供や提言を行っています。内部監査結果および改善の措置の実施状況等は、定期的に取締役会、経営会議および監査役会に報告しています。

社外の監査

監査法人（ＥＹ新日本有限責任監査法人）による外部監査（会社法に基づく会計監査）を受けています。

Ⅳ－５　コーポレートガバナンス体制

１．ガバナンス体制

当社は、Ｔ＆Ｄ保険グループの一員として、その経営理念「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。」のもと、社会とともに持続的成長を遂げ、損害保険業の公共的使命と企業の社会的責任を果たします。

そのためコンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンスの徹底を図るとともに、経営の健全性および適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題と位置づけ、適切なガバナンス体制を整えています。

また、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備について取締役会にて決議しており、決議内容につきましては、内容を適宜見直した上で、修正決議を行っております。（最新は2025年３月26日開催の取締役会で決議。）

Ⅳ－６　内部統制システムの構築および運用状況の概要

当社では、取締役および従業員相互における迅速かつ的確な報告と適正な職務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な責務である認識し、以下の態勢に則り行っています。

１．法令等遵守体制

(1) 法令等遵守に関する基本方針・行動規範等を制定し、取締役、監査役、執行役員及び従業員に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。

(2) 取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針であるこの憲章及びこの行動規範に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。

(3) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、非業務執行取締役を選任する。

(4) コンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的とし、法令等遵守に関する事項につき審議・検討を行う委員会を設置する。

(5) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、すべての取締役、監査役、執行役員及び従業員にこれを徹底させる。

(6) すべての取締役、監査役、執行役員及び従業員等を対象としたグループ共通の内部通報制度を整備し、制度の周知を図る。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性を確保する。

(7) 従業員による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定める。

２．効率性確保体制

(1)組織及び職務権限に関する規程を定め、各会議体の目的・任務や取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。

(2)コーポレートガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。

(3)取締役会において経営計画及び単年度の業務執行計画を決定する。

３．情報保存管理体制

(1)取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部門及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。

(2)情報セキュリティに関する規程によって、情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

４．統合的リスク管理（ERM）体制

(1) 持株会社が定めるグループにおけるＥＲＭの基本的な考え方に基づき、ＥＲＭの基本

方針を定め、経営の健全性を確保しつつ安定的な収益性向上を図るため、資本・収益・リスクを一体的に管理する体制を整備する。

(2) 健全性と収益性に関する水準を定めた「リスク選好」に基づき、資本・収益・リスクの状況を適切に管理する。

(3) 持株会社が定めるグループにおけるリスク管理の基本的な考え方に基づき、リスク管理の基本方針を策定し、リスク管理体制を整備する。

(4) リスク管理に関する一元的な体制確立とその徹底を目的とした委員会を設置する。また、リスク管理に関する基本的な方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスク種類毎の管理部門がリスクの状況の把握・分析等を行うとともに、統括的なリスク管理部門において、これらの各リスクを統合的に管理する体制を整備する。

(5) 危機事態への対応に関する基本的な方針及び基本的事項を規定に定め、危機管理体制を整備する。

５．グループ内部統制

(1) 持株会社との間で経営管理に関する契約を締結し、業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。

① グループで統一すべき基本方針
② 持株会社の事前承認が必要な決定事項
③ 持株会社に報告すべき事項
④ 持株会社による指導・助言・指示
⑤ 持株会社による内部監査の実施

(2)上記の「持株会社の事前承認が必要な決定事項」には、株主総会付議事項、経営計画、重要な決算方針等のほか、グループの運営に重大な影響を与える事項を含める。

６．財務報告内部統制

(1)組織の内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになることを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備及び適切な運用に取り組む。

７．内部監査体制

(1)内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。

(2)内部監査を通じて内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

８．監査役監査実効性確保体制

【１】 監査役スタッフ等の従業員の独立性に関する体制

(1)監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、監査役スタッフ等の従

業員を配置する。また、監査役スタッフ等の従業員の人事評価・人事異動に関し、常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。

(2)従業員に対する指揮命令権は監査役に属すること、及び監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。

(3)監査役又は監査役会より監査役スタッフ等の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。

【２】 監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び執行役員は、監査役に取締役会、経営会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。

(2)取締役、執行役員及び従業員は、監査役による会社の重要な決裁書及び報告書の閲覧に関し、必要と判断した場合や監査役より要請があった場合は速やかに内容を説明する。

(3)取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度等に基づき通報された事実、その他会社が把握した重要な事案について求められた事項を速やかに監査役に報告する。

(4)取締役、監査役、執行役員及び従業員並びにこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に持株会社の監査等委員会に報告する体制を整備する。

(5)監査役に上記(1)～(4)の報告を行った者が報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

【３】 その他監査役監査の実効性確保に関する体制

(1)取締役及び取締役会は監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。

(2)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

(3)代表取締役は、監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。

(4)内部監査部門並びに法令等遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

Ⅳ－７　ＣＳＲ（企業の社会的責任）

Ｔ＆Ｄ保険グループは、グループ一体となったＣＳＲ活動の推進に向け、グループ内のＣＳＲ活動の情報共有化を進めています。また、「サステナビリティレポート」では、グループ各社が共通施策として取り組んでいるＣＳＲ活動や各社が実施しているＣＳＲ活動を随時紹介しています。

【主な取り組み】

■クールビズ・ウォームビズの実施

CO_2削減に向けた環境保護への具体的な取組みのひとつとして、５月から10月末までの間、

一定以上の室温に設定する「クールビズ」を実施しました。あわせて、11月から３月末までの間、一定以下の室温に設定する「ウォームビズ」を実施しました。

■ライトダウンキャンペーンの実施

当社では、地球温暖化防止のため、役職員一人ひとりの環境に対する意識を向上する取組みとして、年に２回、当社フロアの一斉消灯を呼びかけるキャンペーンを実施しています。2024年度は７月と12月に実施しました。

■グリーン購入の推進

主に事務用品等消耗品を対象とするグリーン購入の取組みを行っています。

■「サステナビリティレポート」について

https://www.td-holdings.co.jp/csr/report/

Ⅳ－８　個人情報保護宣言および特定個人情報等の取扱いに係る基本方針

個人情報の保護に関する取組み

当社は、「個人情報の保護に関する法律」に対応し、特に個人データに関する重点的な情報セキュリティ管理を行うこととしています。個人データ管理責任者の設置、個人情報保護に係る各種規程・細則の整備、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の制定・改正、個人情報の保護に関する教育・研修等を実施し、個人情報の保護に努めています。

Ⅰ．個人情報保護宣言

・当社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いに関し、個人情報保護の重要性を十分認識し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。

・当社は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。)、およびその他の関連法令･ガイドライン等を遵守するとともに、継続的な個人情報の管理体制の整備・改善に努めます。

・当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように当社代理店および当社業務に従事している者等への教育・指導を徹底し適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。

Ⅱ．個人情報保護に関する基本方針

1. 取得する個人情報の種類

保険契約のお引き受け等に必要な情報として、お客さまのお名前、住所、生年月日、性別、個人番号、個人識別符号等、お客さまに関する必要最小限の個人情報を取得いたします。また、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提出をお願いする場合があります。

（特定個人情報等につきましては下記７をご覧ください。）

2. 個人情報の取得方法

主に申込書･契約書･インターネット・はがきなどにより、業務上必要な範囲内で、お客さまに関する情報を取得させていただきます。お客さまの情報を取得するにあたっては、個人情

報保護法、保険業法その他法令等に照らし、適法で公正な手段により行うこととします。
（特定個人情報等につきましては下記７をご覧ください。）

3. 個人情報の利用目的

お客さまからの情報は必要に応じ、以下の目的のために必要な範囲で利用させていただきます。

また、当社は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

(1) 各種保険契約のお引き受けの審査、お引き受け、ご契約のご継続、維持管理。適正な保険金等のお支払い。

(2) 各種商品・サービスのご案内・提供、募集および販売。取得した個人情報や閲覧履歴等の分析による、趣味・嗜好に応じた商品・サービスのご案内。

(3) Ｔ＆Ｄ保険グループ各社、提携先企業等が取扱う商品・サービス等の案内、提供、管理。

(4) 各種イベント、キャンペーンおよびセミナーの案内ならびに各種情報の提供。

(5) 当社または当社代理店が提供する商品、サービス等に関するアンケートの実施。

(6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求。

(7) 当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設および維持管理。

(8) 問い合わせ、依頼等への対応。

(9) その他、上記(1)から(8)に付随する業務ならびにお客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務。

※利用目的に変更がある場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

（特定個人情報等につきましては下記７をご覧ください。）

4. 個人データの第三者提供の制限および第三者からの取得

当社は、以下の場合を除き、業務上必要な範囲を超えて、ご本人の同意なく個人データを第三者に提供いたしません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、外部の情報処理業者、募集代理店等の委託先に提供する場合

(3) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（共同利用につきましては、「個人情報の取扱いについて」をご覧ください）

当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

（特定個人情報等につきましては下記７をご覧ください。）

5. 業務委託先の適切な管理

当社は利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いの

全部または一部を他の事業者に委託することがあります。委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど適切な委託先を選定するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
当社では、例えば、以下のような場合に個人データ等を委託しています。
（委託する業務の例）
(1)保険契約の募集に関わる業務
(2)保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
(3)情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

6.センシティブ情報のお取扱い
当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。）を、お客さまの同意に基づき業務上必要な範囲で利用するなど個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほかは、取得、利用または第三者提供いたしません。

7. 特定個人情報等のお取扱い
特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社は、その目的を超えて取得・利用いたしません。マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供いたしません。また、特定個人情報等については、損害保険会社等との共同利用を行いません。

8.情報の管理
当社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性および最新性の確保に努めます。
（安全管理措置の詳細につきましては、「個人情報の取扱いについて」をご覧ください）

9.情報の開示･訂正等
お客さまからご自身に関するに情報に係る利用目的の通知、開示、訂正等（訂正・追加・削除)、利用停止等（利用停止・消去・第三者提供の停止）または第三者提供記録の開示をお申し出いただく場合には、下記「Ⅲ. お問い合わせ窓口」にお申し出下さい。請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り回答･訂正等の対応をいたします。
（開示・訂正等の請求方法等につきましては、「個人情報の取扱いについて」をご覧ください）
■「個人情報の取扱いについて」
https://www.petfamilyins.co.jp/policy/personal_data/

Ⅲ．お問い合わせ窓口

個人情報、特定個人情報に関する苦情・お問い合わせは、下記、当社窓口へお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

ペット＆ファミリー損害保険株式会社

フリーダイヤル：０１２０－５８４－４１２

受付時間：午前９時～午後５時（土日祝祭日および年末年始を除く）

〔当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について〕

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽＡＤＲセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地：〒１０１－００６３東京都千代田区神田淡路町２－１０５ワテラスアネックス７階

電話：０３－３２５５－１４７０

受付時間：午前９時～午後５時（土日祝祭日および年末年始を除く）

［ホームページアドレス：https://www.sonpo.or.jp］

Ⅳ－９　反社会的勢力の排除のための基本方針

当社では、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し断固として排除することを、Ｔ＆Ｄ保険グループサステナビリティ憲章およびペット＆ファミリー損害保険コンプライアンス行動規範において定め、ペット＆ファミリー損害保険反社会的勢力対応に関する基本方針、反社会的勢力対応規程、反社会的勢力対応細則において、その対応を明確化するとともに反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体で対応しています。

また、弁護士や警察などの関係機関と緊密な連携をとり、反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組んでいます。

反社会的勢力対応に関する基本方針は以下のとおりです。

当社は、ペット＆ファミリー損害保険コンプライアンス行動規範の「私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠し、以下のとおり反社会的勢力対応に関する基本方針を定めます。

1.　組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。

また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2.　外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3.　取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4.　有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5.　裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

Ⅳ－１０　利益相反管理方針の概要

当社では「利益相反管理方針」を定め、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。「利益相反管理方針」の内容は以下のとおりです。

１．利益相反のおそれのある取引に係る管理対象範囲

(1) 対象取引

本方針の対象となる利益相反のおそれのある取引は、当社または当社の親金融機関等（法令の定めるところのものとする。以下同じ。）が行う取引に伴い、当社が行う業務（保険会社が保険業法上行うことができる業務。以下同じ。）に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいう。

利益相反のおそれのある取引は、①当社または当社の親金融機関等とお客さまとの間、または②当社または当社の親金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間等で生じる可能性がある。「お客さま」とは、当社が行う業務に関して、①既に取引関係のあるお客さま、②取引関係に入る可能性のあるお客さま、③過去に取引を行ったお客さまのうち、現在も法的権利を有しているお客さまをいう。

(2) 類型

利益相反のおそれのある取引の類型としては以下のものが考えられる。しかし、これらの類型は、あくまで利益相反のおそれのある取引の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって必ずしも利益相反のおそれのある取引となるわけではない。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうる。

①お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。

②お客さまの犠牲により、当社または当社の親金融機関等が経済的利益を得るか、または、経済的損失を避ける可能性がある場合。

③お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘引がある場合。
④当社または当社の親金融機関等がお客さまと同一の業務を行っている場合。
⑤お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘引を得る場合、または将来得ることになる場合。
⑥当該取引に関し、お客さまと他のお客さまの間に競合関係がある場合。
⑦お客さま以外の者との取引に関連して、お客さまから得た情報を利用して、当社または当社の親金融機関等が利益を得る場合。

なお、当社は、「保険契約の締結・保険募集に関する禁止行為」について定める保険業法第300条第１項各号のほか、「金融商品取引契約の締結・勧誘に関する禁止行為」について定める金融商品取引法第38条その他法令上の禁止行為のうち、利益相反のおそれのある取引に該当するものについては、本方針にしたがって「特定」を行うが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢の中で、引き続き発生防止・モニタリング等に努めるものとする。

(3) 取引例

利益相反のおそれのある取引とはお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいい、この取引例として、現時点では、以下に掲げるものが挙げられる。

①他社の役員その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある従業員を擁しているときに、当該会社の発行する有価証券に係る取引を行う場合。
②お客さまの利益にかかわらず、当社およびＴ＆Ｄ保険グループの利益を優先して金融商品の販売・推奨等を行う場合。たとえば、以下のものが挙げられる。
・当社が金融商品をお客さまに対して販売・推奨等する際に、当該商品の提供会社からの手数料の獲得を主な目的とする場合。
・当社がＴ＆Ｄ保険グループ内の別の会社から提供を受けた金融商品をお客さまに対して販売・推奨等する際に、当グループの利益獲得を主な目的とする場合。
③利益相反のおそれのある取引例ではないが、以下のものも管理対象とする。
・当社の役職員が、お客さまの利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む）の供応を受ける場合。

２．利益相反のおそれのある取引の特定方法

利益相反のおそれのある取引の特定方法は、以下のとおりとする。ただし、利益相反のおそれのある取引の特定にあたっては、個人情報保護法をはじめとした法令のほか、当社またはＴ＆Ｄ保険グループにおける会社が負う守秘義務に違反しない範囲でこれを行う。

①利益相反管理体制構築義務を負う当社の各部は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、上記(2)の類型を踏まえて上記(3)の取引例に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告する。
②上記報告を受けた利益相反管理統括部署は、必要に応じて関連部門と協議の上、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断し、その管理方法を選定する。
③利益相反管理統括部署は関係部門に対して適切に指示を行う。
④当社において特定･管理するのが困難な利益相反のおそれのある取引は、事前に株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスに対して速やかに報告し、当社は、株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの指導助言に従う。

３．利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択・組み合わせることにより当該お客さまの保護を適正に確保する。

①対象取引を行う会社・部門と当該お客さまとの取引を行う会社・部門の間で情報の遮断を行う方法

②対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

③対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法

④対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、個人情報保護法をはじめとした法令のほか、当社またはＴ＆Ｄ保険グループにおける会社が負う守秘義務に違反しない場合に限る。）

４．利益相反管理体制

(1)利益相反管理統括部署の設置

当社の総合リスク管理部を利益相反管理統括部署とし、総合リスク管理部長を利益相反管理統括責任者とする。当社の利益相反管理統括部署は、実効的な利益相反管理体制を構築するため株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの利益相反管理統括部署と連携する。当社の利益相反管理統括部署は、その独立性を維持した上で、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括する。

(2)利益相反管理統括部署の責務

利益相反管理統括部署は以下の責務を負う。

①本方針に沿って「利益相反管理規程」を定め、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証し、これを改善する。

②利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年これを保存する。

③当社の役職員に対して、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続きに関する研修を定期的に実施し、利益相反の管理について周知徹底を図る。

Ｖ．直近の２事業年度における財産の状況

Ｖ－１　計算書類

（１）貸借対照表

（単位：百万円、％）

科　目	2023年度（2024年3月31日現在）		2024年度（2025年3月31日現在）	
	金　額	構成比	金　額	構成比
（資産の部）				
現金及び預貯金	7,454	70.6	7,534	67.8
現金	0		0	
預貯金	7,454		7,534	
有形固定資産	18	0.2	13	0.1
建物	9		8	
その他の有形固定資産	8		5	
無形固定資産	925	8.8	1,166	10.5
ソフトウェア	850		1,091	
ソフトウェア仮勘定	75		74	
その他資産	1,975	18.7	2,269	20.4
未収保険料	329		359	
未収金	1,269		1,532	
未収収益	0		0	
預託金	41		41	
仮払金	334		334	
繰延税金資産	179	1.7	129	1.2
資産の部　合計	10,552	100.0	11,114	100.0
（負債の部）				
保険契約準備金	5,238	49.6	5,662	51.0
支払備金	1,320		1,523	
責任準備金	3,917		4,139	
その他負債	364	3.5	405	3.6
未払法人税等	104		34	
預り金	4		1	
未払金	243		355	
仮受金	11		13	
賞与引当金	47	0.4	49	0.4
負債の部　合計	5,650	53.5	6,117	55.0
（純資産の部）				
資本金	3,656	34.6	3,656	32.9
資本剰余金	3,550	33.6	3,550	31.9
資本準備金	3,550		3,550	
利益剰余金	△ 2,304	△ 21.8	△ 2,209	△ 19.9
その他利益剰余金	△ 2,304		△ 2,209	
繰越利益剰余金	△ 2,304		△ 2,209	
株主資本合計	4,902	46.5	4,996	45.0
純資産の部　合計	4,902	46.5	4,996	45.0
負債及び純資産の部　合計	10,552	100.0	11,114	100.0

2024年度貸借対照表の注記

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外については主として定率法により行っております。

2. 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、計上することとしております。
なお、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、当該資産を所管する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を監査しております。
この結果、当事業年度において貸倒引当金の計上はありません。

4. 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

5. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

6. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却しております。

7. 株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスを通算親法人として、グループ通算制度を適用しております。

8. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
(1) 支払備金
①当事業年度の計算書類に計上した金額　1,523百万円
②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として積立ております。将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、保険金等の支払額が当初の見積り額から変動する可能性があります。

9. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、運用を行っております。
(2) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
現金及び預貯金並びに未収金については、いずれも時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は、37百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権の総額は24百万円、金銭債務の総額は3百万円であります。

12. 繰延税金資産の総額は、143百万円であります。
また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は、13百万円であります。
繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、責任準備金100百万円であります。

13. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	1,523 百万円
同上にかかる出再支払備金	- 百万円
差　引	1,523 百万円

14. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	3,778 百万円
同上にかかる出再責任準備金	- 百万円
差　引（イ）	3,778 百万円
その他の責任準備金（ロ）	360 百万円
計（イ＋ロ）	4,139 百万円

15. １株当たりの純資産額は、2,041 円 59 銭であります。

16. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（２）損益計算書

（単位:百万円、%）

科　　目	2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）		2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）	
	金　額	百分比	金　額	百分比
経常収益	10,444	100.0	11,260	100.0
保険引受収益	10,444		11,256	
正味収入保険料	10,444		11,256	
資産運用収益	0		4	
利息及び配当金収入	0		4	
その他経常収益	0		0	
経常費用	9,689	92.8	11,123	98.8
保険引受費用	7,484		8,757	
正味支払保険金	5,761		6,637	
損害調査費	384		525	
諸手数料及び集金費	1,151		1,170	
支払備金繰入額	65		203	
責任準備金繰入額	121		221	
資産運用費用	－		－	
営業費及び一般管理費	2,204		2,365	
その他経常費用	－		－	
経常利益	755	7.2	137	1.2
特別利益	－		－	
特別損失	0		0	
税引前当期純利益	755		137	
法人税及び住民税	155		△ 7	
法人税等調整額	33		50	
法人税等合計	188		42	
当期純利益	566	5.4	94	0.8

2024年度損益計算書の注記

（損益計算書関係）

1．関係会社との取引による費用の総額は、187 百万円であります。

2．(1)　正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	11,256 百万円
支払再保険料	- 百万円
差　引	11,256 百万円

(2)　正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	6,637 百万円
回収再保険金	- 百万円
差　引	6,637 百万円

(3)　諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,170 百万円
出再保険手数料	- 百万円
差　引	1,170 百万円

(4)　支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	203 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	- 百万円
差　引	203 百万円

(5)　責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	195 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	- 百万円
差　引（イ）	195 百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	25 百万円
計(イ＋ロ)	221 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	4 百万円

3．1 株当たりの当期純利益の額は、38 円 57 銭であります。

4．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（3）キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	2023年度 （2023年4月1日から 2024年3月31日まで） 金　額	2024年度 （2024年4月1日から 2025年3月31日まで） 金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	755	137
減価償却費	223	303
支払備金の増減額（△は減少）	65	203
責任準備金の増減額（△は減少）	121	221
利息及び配当金収入	△0	△ 4
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 302	△ 206
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	32	37
その他	10	1
小　　計	905	693
利息及び配当金の受取額	0	3
法人税等の支払額	△ 243	△ 153
営業活動によるキャッシュ・フロー	662	544
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	－	△ 800
資産運用活動計	－	△ 800
（営業活動及び資産運用活動計）	662	（　△ 255　）
有形固定資産の取得による支出	△ 0	△ 1
無形固定資産の取得による支出	△ 542	△ 462
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 542	△ 1,263
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	－
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	120	△ 719
現金及び現金同等物期首残高	7,234	7,354
現金及び現金同等物期末残高	7,354	6,634

（キャッシュ・フロー計算書関係）

1. キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が３か月以内の定期預金等の短期投資であります。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（４）株主資本等変動計算書

［2023年度］

（単位:百万円）

	株主資本							評価・換算差額等			新株引受権	新株予約権	純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金									
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金			
当期首残高	3,656	3,550			△ 2,871		4,335						4,335
当期変動額													
新株の発行													
剰余金の配当													
当期純利益					566		566						566
自己株式の処分													
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計					566		566						566
当期末残高	3,656	3,550			△ 2,304		4,902						4,902

［2024年度］

（単位:百万円）

	株主資本							評価・換算差額等			新株引受権	新株予約権	純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金									
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金			
当期首残高	3,656	3,550			△ 2,304		4,902						4,902
当期変動額													
新株の発行													
剰余金の配当													
当期純利益					94		94						94
自己株式の処分													
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計					94		94						94
当期末残高	3,656	3,550			△ 2,209		4,996						4,996

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位:千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	2,447	-	-	2,447

2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

Ｖ－２．保険業法に基づく債権

該当事項はありません。

Ｖ－３．保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー･マージン比率）

（単位：百万円）

項目＼年度	2023年度末（2024年3月31日現在）	2024年度末（2025年3月31日現在）
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	5,236	5,356
資本金又は基金等	4,902	4,996
価格変動準備金	－	－
危険準備金	－	－
異常危険準備金	334	360
一般貸倒引当金	－	－
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	－	－
土地の含み損益	－	－
払戻積立金超過額	－	－
負債性資本調達手段等	－	－
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－	－
控除項目	－	－
その他	－	－
(B) 単体リスクの合計額 $=\sqrt{\{[R1+R2]^2+[R3+R4]^2\}}+R5+R6$	2,838	3,018
一般保険リスク(R1)	2,752	2,927
第三分野保険の保険リスク (R2)	－	－
予定利率リスク (R3)	－	－
資産運用リスク (R4)	74	75
経営管理リスク (R5)	84	90
巨大災害リスク (R6)	－	－
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 $=[(A)/\{(B)\times 1/2\}]$	368.9%	354.9%

（注）「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率について】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の（B））に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））です。

・「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額です。

①保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険除く。）

②予定利率上の危険（予定利率リスク）
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③資産運用上の危険（資産運用リスク）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④経営管理上の危険（経営管理リスク）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの

⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」
損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額になります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

Ｖ－４．時価情報等（取得価額または契約価額、時価および評価損益）

該当事項はありません。

Ｖ－５．その他

・会社法による会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、2023年度および2024年度の計算書類等についてEY新日本有限責任監査法人の監査を受けており、適正意見をいただいております。

・財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社代表取締役社長は、当社の2024年４月１日から2025年３月31日までの事業年度に係る財務諸表等が適正に作成されていることおよび財務諸表作成に係る内部監査の有効性について2025年6月5日付で確認しております。

Ⅵ. 損害保険用語の解説

【解約返戻金】

保険契約を解約した場合に、保険契約者に返戻する保険料のことです。保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額は異なります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は保険始期まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

【契約の失効】

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えばペットが亡くなった場合は保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に保険会社に対して重要な事実を申し出、または不実を申し出ない義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、解除されることがあります。

【事業費】

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

【責任準備金】

将来の保険金支払などの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

【損害率】

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

【そんぽＡＤＲセンター】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

【通知義務】

保険期間中、保険会社があらかじめ定めた事項に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡する義務をいいます。故意または重過失によって遅滞なく通知しなかった場合は、保険契約が解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

【保険金】

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。保険契約者が同時に被保険者となる場合もあり、他人が被保険者となる場合もあります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】

保険契約の申込みをする際に保険契約者が記入・自署し、保険会社に提出する所定の書類等のことです。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通の契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

【免責】

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

【免責金額】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式があります。

［ 会 社 概 要 ］

名称（商号）	ペット＆ファミリー損害保険株式会社
事業内容	損害保険業
設立	2003年8月
資本金	36億5,650万円（別途、資本準備金35億5,000万円）
代表取締役社長	石井　淳二郎
本店所在地	〒110-0015　東京都台東区東上野四丁目27番3号
決算期	3月31日（年1回）
株主	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス（出資比率100％）

ペット＆ファミリー損害保険株式会社
本社　東京都台東区東上野四丁目 27 番 3 号 〒110-0015
電話　0120-584-412
〈ホームページ〉 https://www.petfamilyins.co.jp/